

核物理研究センター施設委員会内規

第1条 核物理研究センター（以下「センター」という。）施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、センターに係る建物（附帯設備を含む。）の整備、維持、管理について協議する。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究部門から選ばれた教員 若干名
- 二 事務部及び技術部から選ばれた職員 各1名

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員を招集し、その議長となる。

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成6年7月15日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。